

最近の科学技術イノベーション政策 の取組状況

平成26年3月25日

山本一太

内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

最近の科学技術イノベーション政策の主な取組

「科学技術イノベーション総合戦略」、「日本再興戦略」に基づき、総合科学技術会議の**司令塔機能強化**、及び**新たな研究開発法人制度創設**に向けて関連施策を推進。

科学技術イノベーション総合戦略：平成25年6月7日閣議決定
日本再興戦略：平成25年6月14日閣議決定

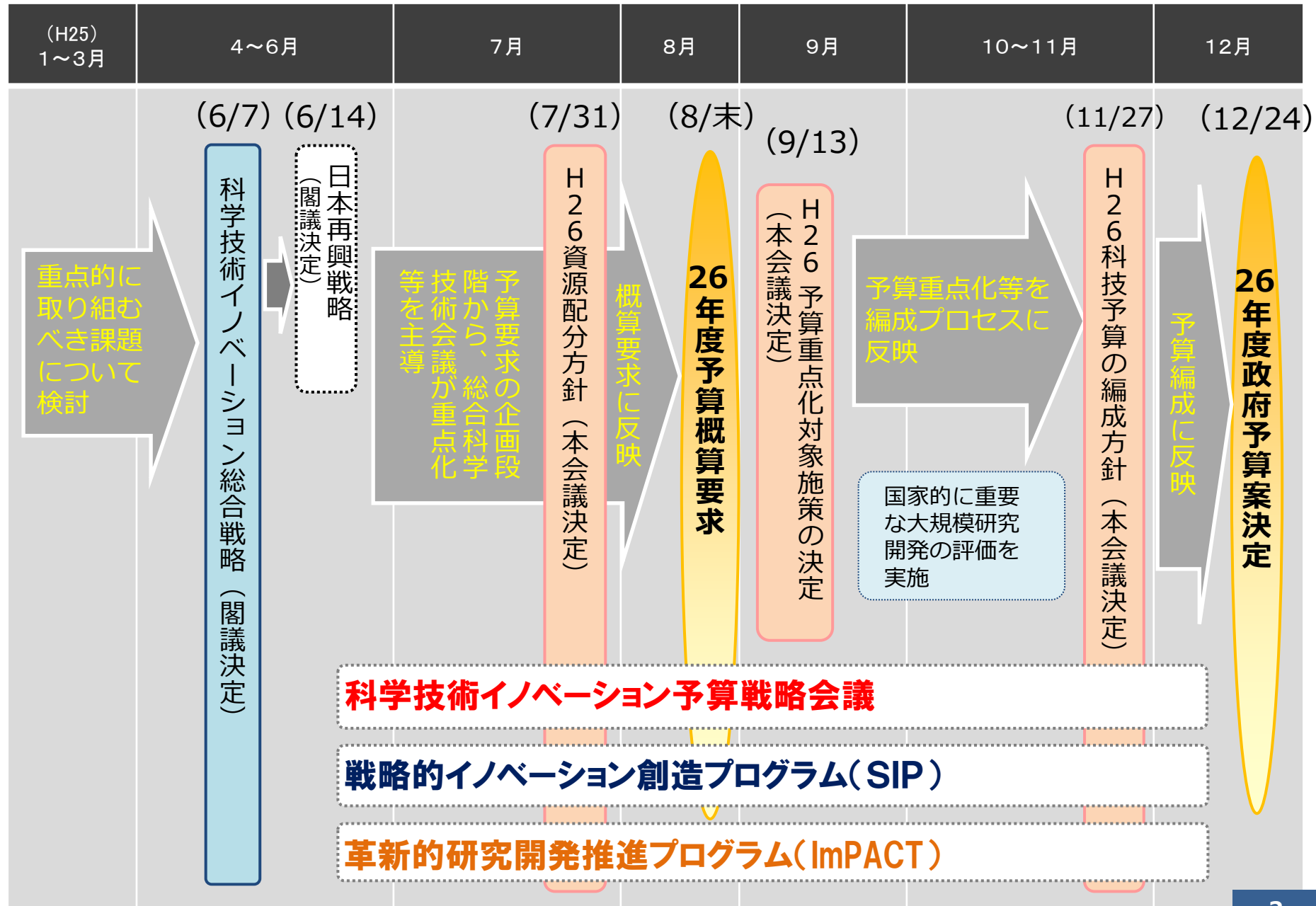
司令塔機能強化

1. 政府全体の科学技術関係予算の戦略的策定
2. 革新的研究開発推進プログラム **(ImPACT)**
3. 戦略的イノベーション創造プログラム **(SIP)**
4. 内閣府設置法改正

研究開発法人の機能強化

5. 新たな研究開発法人制度の創設

1. 政府全体の科学技術関係予算の戦略的策定



(参考) 平成26年度科学技術関係予算

科学技術関係予算全体

- 平成26年度科学技術関係予算(当初予算)の総額は約3兆6,264億円(対前年度比:396億円増・1.1%増)
- このうち科学技術振興費は約1兆3,372億円(対前年度:365億円増・2.8%増)

(参考)平成25年度補正予算における科学技術関係予算は約4,333億円
このうち科学技術振興費は約2,206億円

資源配分方針に基づく重点化対象

一 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)

総合科学技術会議が府省・分野の枠を超えて自ら予算配分して、基礎研究から出口(実用化・事業化)までを見据え、規制・制度改革を含めた取組を推進。 科学技術イノベーション創造推進費:(H26当初予算)500億円

一 革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)

実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的な科学技術イノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進。 (H25補正予算)550億円

一 科学技術重要施策アクションプランによる重点化

各府省の課題解決型の施策について、総合科学技術会議が、その効果的・効率的な推進、府省連携・重複排除の促進、絞り込み等を行い、重点化の対象を決定。

アクションプラン対象施策:(H26当初予算)約2,586億円 (H25補正予算)約384億円

一 科学技術イノベーションに適した環境創出に向けた対応

各府省のイノベーション環境創出に向けた施策について、総合科学技術会議が組織・仕組みの改革に向けて、その効果的・効率的な推進等を行い、重点化の対象を決定。

イノベーション環境創出重点施策:(H26当初予算)約494億円 (H25補正予算)約109億円

2. 革新的研究開発推進プログラム (ImPACT)

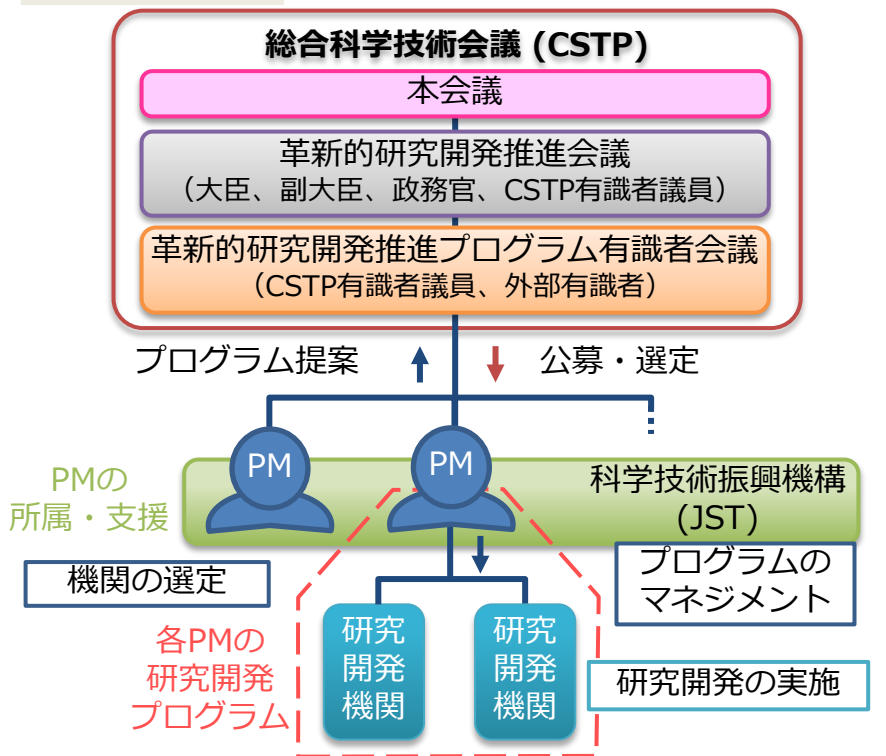
制度の目的・特徴

「実現すれば、社会に変革をもたらす非連続イノベーション*を生み出す新たな仕組み」
ハイリスク・ハイインパクトな挑戦を促し、我が国の研究開発マインドを一変させる
→成功事例を、我が国の各界が今後イノベーションに取り組む際の行動モデルとして示す
*積み上げではない、技術の連続性がないイノベーション (例. ガソリン車→燃料電池車)

予算・法律上の措置

- 平成25年度補正予算に**550億円**を計上
- 基金設置**のため、(独)科学技術振興機構 (JST)法を改正

事業のスキーム



- CSTPが**テーマを設定**し、プログラム・マネージャー (PM)を**公募**
- PMが**研究開発プログラムを提案**し、CSTPが**選定**
- PMは、目利き力を発揮して**優秀な技術と人材を結集**し、自らの権限と責任で臨機応変に**プログラムをマネジメント**

総合科学技術会議が設定したImPACTのテーマ

- 1 資源制約からの解放とものづくり力の革新
「**新世紀日本型価値創造**」
- 2 生活様式を変える革新的省エネ・エコ社会の実現
「**地球との共生**」
- 3 情報ネットワーク社会を超える高度機能化社会の実現
「**人と社会を結ぶスマートコミュニティ**」
- 4 少子高齢化社会における世界で最も快適な生活環境の提供
「**誰もが健やかで快適な生活を実現**」
- 5 人知を超える自然災害やハザードの影響を制御し、被害を最小化
「**国民一人一人が実感するレジリエンスを実現**」

PM選定の視点

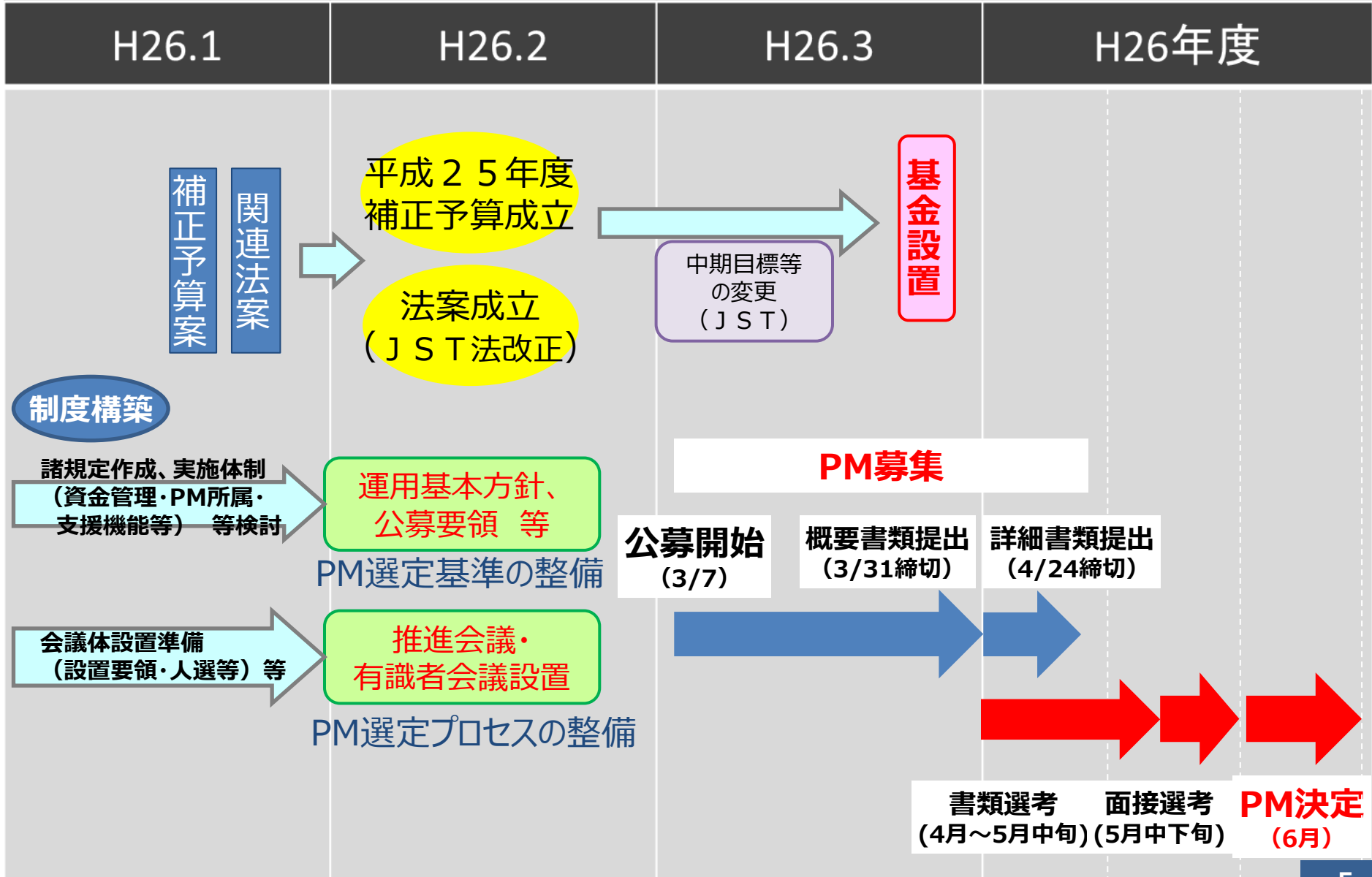
- ①PMの資質・実績
 - ・構想力、専門的知見、コミュニケーション能力、情報収集力、成し遂げる意欲、リーダーシップ、説明能力 等
- ②PMの提案する研究開発プログラム構想
 - ・ハイリスク・ハイインパクトな挑戦が必要とされるものか
 - ・実現可能性を合理的に説明できるか、成果が検証可能か 等

スケジュール (予定)

- 3月 PM公募開始(3/31概要書類締切、4/24詳細書類締切)
- 6月 PM決定

2. 革新的研究開発推進プログラム (ImPACT)

今後のスケジュール (予定)



3. 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)

- 総合科学技術会議が司令塔機能を発揮し、府省・分野の枠を超えて基礎研究から実用化・事業化までをも見据えた研究開発を推進することを通じて、科学技術イノベーションを実現するために創設。【平成26年度政府予算案：500億円※】
- 同会議が特定した10の対象課題候補について、産学からトップクラスのリーダーを人選（来年度以降プログラムディレクターに就任）。現在、研究開発計画を具体化し、事前評価を実施中。

革新的燃焼技術



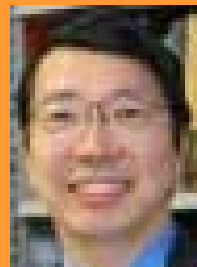
杉山雅則
トヨタ自動車
エンジン技術領域 領域長

革新的構造材料



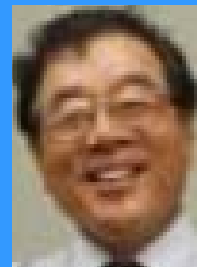
岸 輝男
東京大学名誉教授
物質・材料研究機構顧問

次世代 海洋資源調査技術



浦辺徹郎
東京大学名誉教授
国際資源開発研修センター顧問

インフラ維持管理・更新 マネジメント技術



藤野陽三
東京大学
工学系研究科 特任教授

次世代 農林水産創造技術



西尾 健
法政大学
生命科学部 教授

次世代 パワーエレクトロニクス



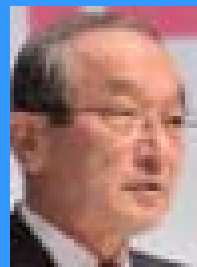
大森達夫
三菱電機
開発本部 役員技監

エネルギーキャリア



村木 茂
東京ガス
代表取締役副社長

自動走行(自動運転) システム



渡邊浩之
トヨタ自動車
技監

レジリエントな 防災・減災機能の強化



中島正愛
京都大学
防災研究所 教授

革新的 設計生産技術



佐々木直哉
日立製作所
日立研究所 主管研究長

※このうち、健康医療分野については35%（175億円）とし、健康・医療戦略推進本部が総合調整を実施。

4. 内閣府設置法改正

内閣府設置法の一部を改正する法律案（概要）

予算関連法案

我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展のためには、科学技術によるイノベーションの創出が必要であり、司令塔である総合科学技術会議の機能の抜本的強化が不可欠であることから、内閣府及び総合科学技術会議の所掌事務を追加するなどの所要の措置を講ずる。

【参考】科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）（抄）

我が国の科学技術イノベーション政策の司令塔は総合科学技術会議である。「世界で最もイノベーションに適した国」を創り上げていくための司令塔として、これまでにない強力な推進力を発揮できるよう、司令塔機能の抜本的強化策の具体化を図らなければならない。

1. イノベーション創出の促進に関する総合調整機能等の強化

（1）内閣府及び総合科学技術会議の所掌事務追加（4条1項、26条関係）

従来の「科学技術の振興」に加えて、「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備」に関する企画・立案及び総合調整事務を内閣府に追加するとともに、当該事項に関する重要事項についての調査審議事務を総合科学技術会議に追加。

※ 「イノベーションの創出」：新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出すること

（2）総合科学技術会議の名称変更等（18条、31条関係）

- ① 総合科学技術会議の名称を「総合科学技術・イノベーション会議」に変更。
- ② 有識者議員の任期を、3年に延長（現行2年）。
- ③ 有識者議員の任期満了後、後任が任命されるまで引き続き職務を行う規定を追加。

2. 科学技術イノベーション施策の推進機能の抜本的強化

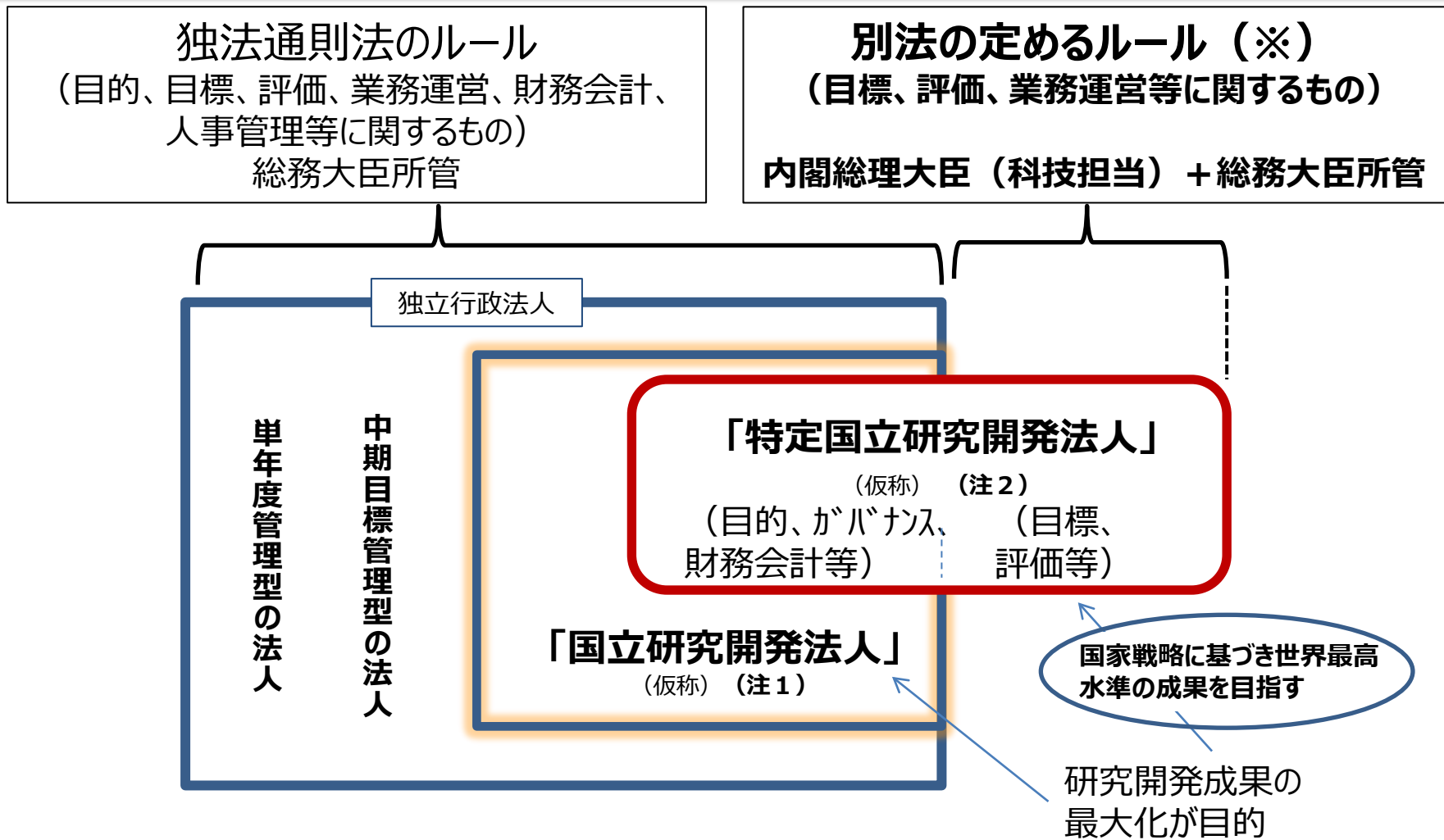
総合科学技術会議の司令塔機能の強化に資するため、内閣府に以下の事務を追加し、科学技術イノベーション施策の推進機能を抜本的に強化。（4条3項関係）

- ① 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関する事務
- ② 科学技術基本計画の策定及び推進に関する事務（文部科学省から移管）
- ③ 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事務（文部科学省から移管）

3. その他

- ① 施行期日：公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
- ② その他所要の規定の整備等を行う。

5. 新たな研究開発法人制度の創設



※別法では、国家戦略の観点から、世界と競う研究開発の推進、目標や評価、業務運営への主務大臣・総合科学技術会議の強い関与等について定める。

(注1) 「国立研究開発法人」(仮称)の対象となる法人数は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)における組織の見直し等により、現行の研究開発力強化法で指定されている法人数から変わりうる。

(注2) 「特定国立研究開発法人」(仮称)の対象となる法人候補として、理化学研究所及び産業技術総合研究所を総合科学技術会議で決定(平成26年3月12日)。